

## 今後の大戸川治水に関する勉強会設置要綱

## (目的)

第1条 滋賀県は、本体工事の実施時期を検討するとされている大戸川ダムの治水効果や瀬田川洗堰操作に与える影響について、検証（以下、「検証」という。）を行う。その検証の過程において、必要な知見を有する学識者から意見・助言を受け場として、「今後の大戸川治水に関する勉強会」（以下、「勉強会」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 勉強会は、別表に掲げる、検証に必要な知見を有する学識者で構成する。

## (職務)

第3条 滋賀県は、検証の過程において、別表に掲げる学識者からの意見・助言を受ける。

2 学識者は、勉強会において、滋賀県が検証する内容等について専門的知見から意見・助言を行う。

## (座長)

第4条 勉強会に、座長1名を置く。

2 座長は、勉強会の進行を行う。

3 座長が欠席のときは、座長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (顧問)

第5条 勉強会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、勉強会の要請に応じ意見を述べるほか、必要に応じて会議等に参加することができる。

## (会議)

第6条 勉強会は、公開を原則とする。ただし、座長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

## (学識者等からの意見聴取)

第7条 勉強会は、別表に掲げる学識者のほか、勉強会の活動に必要な知見を有する者から意見を聴くことができる。

## (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、勉強会の運営等に関して必要な事項は、滋賀県土木交通部長が別に定める。

2 勉強会の庶務は、滋賀県土木交通部流域政策局内において処理する。

## 附則

1 この要綱は、平成30年5月30日から施行する。

別表（第2条、第4条、第5条関係）

（学識者）

※敬称略 50音順

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
	すみ 角                      てつや 哲 也	京都大学防災研究所 水資源環境研究センター 教授
座長	たから 寶                      かおる 馨	京都大学大学院総合生存学館（思修館） 学館長・教授
	た た の 多 々 納                      ひろかず 裕 一	京都大学防災研究所 社会防災研究部門 教授

（顧問）

※敬称略

なかがわ 中 川                      ひろじ 博 次	京都大学 名誉教授
---	-----------